
第2回当別町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年7月31日(月) 午後3時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

1 出席委員 (16名)

- 1番 秋 吉 稔 之
- 2番 山 田 裕 一
- 3番 岸 本 辰 彦
- 4番 青 山 眞 士
- 5番 稲 村 勝 俊
- 6番 菊 田 実
- 7番 佐々木 章 史
- 8番 石 田 秀 人
- 9番 森 本 茂
- 10番 吉 成 賢 二
- 11番 古 熊 健 一
- 12番 狩 野 菊 恵
- 13番 且 見 英 和
- 14番 才 田 利 幸
- 15番 泉 和 浩
- 16番 重 原 昌 章

2 欠席委員 (0名)

3 出席事務局職員

局 長	舘 田 博 道
次 長	山 本 直 樹
農地振興係長	櫻 井 裕 介
主 事	佐 藤 康 行

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 協議案第1号「当別町農業再生協議会会員の選任について」
- 日程第5 協議案第2号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉南地区換地委員会委員の選任について」

- 日程第 6 協議案第 3 号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉東地区換地委員会委員の選任について」
- 日程第 7 協議案第 4 号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央北地区換地委員会委員の選任について」
- 日程第 8 協議案第 5 号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央南地区換地委員会委員の選任について」
- 日程第 9 協議案第 6 号「当別町都市計画審議会委員の選任について」
- 日程第 10 議案第 1 号「当別農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」
- 日程第 11 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
- 日程第 12 議案第 3 号「土地の現況証明願いの決定について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員 16 名、定足数に達しておりますので、第 2 回当別町農業委員会総会を開会いたします。

議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第 1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第 1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がございましたので、1 番秋吉委員、2 番山田委員を指名いたします。

< 日程第 2 会期の決定 >

議 長 日程第 2 会期の決定について、本総会の会期を本日 1 日間とすることで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定をいたしました。

< 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より説明をさせます。

事務局次長 先月の総会終了後の会務報告を申し上げます。

7月28日には、第2回農地転用審査特別委員会が開催され、吉成転用委員長を含め9名の転用委員と局長以下事務局2名が出席をしております。
以上でございます。

< 日程第4 協議案第1号 >

議 長 日程第4 協議案第1号「当別町農業再生協議会会員の選任について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました協議案第1号「当別町農業再生協議会会員の選任について」ご説明申し上げます。

当別町農業再生協議会は、国の施策であります「経営所得安定対策」等の円滑な実施を図ることを目的として設立されているものでございます。

この農業再生協議会は、協議会規約第5条の規定により農業関係団体等から選出された会員をもって構成するものとされており、農業委員会からは4名の会員を選出することとなっておりますことから、その会員について、選任願うものであります。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、どの様な方法で選任したらよろしいか、お諮りいたします。

才田委員 当別町農業再生協議会の会員の選出方法についてですが、委員による指名推薦の方法を提案したいと思います。

そして、私から推薦させていただきますが、第22期の農業委員会では、会長が農協の組合長ということで、会長職務代理・農政委員長・転用委員長・農政副委員長が会員となっておりますが、今回につきましては、重原会長、秋吉会長職務代理、石田農政委員長、吉成転用委員長の4名を会員に推薦します。

議 長 只今、才田委員より、指名推薦の方法で、会員には、重原会長、秋吉会長職務代理、石田農政委員長、吉成転用委員長の4名を推薦するのご発議がありましたが、そのように決定してご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、協議案第1号「当別町農業再生協議会の会員」は、そのように決定をいたしました。

< 日程第5～8 協議案第2号、第3号、第4号、第5号 >

議 長 次に日程第5 協議案第2号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉南地

区換地委員会委員の選任について」、日程第6 協議案第3号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉東地区換地委員会委員の選任について」、日程第7 協議案第4号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央北地区換地委員会委員の選任について」、日程第8 協議案第5号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央南地区換地委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今、一括議題となりました協議案第2号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉南地区換地委員会委員の選任について」、協議案第3号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉東地区換地委員会委員の選任について」、協議案第4号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央北地区換地委員会委員の選任について」、協議案第5号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央南地区換地委員会委員の選任について」、ご説明申し上げます。

北海道営農業競争力強化基盤整備事業において換地事業を実施する場合、当該土地改良区に換地委員会が設置され、農業委員会からも1名を換地委員として選出しているところでもあります。

この4地区につきましては、現在、事業地区が若葉となっておりますことから、若葉地区担当農業委員であります古熊委員を選任しているところでもありますことから引き続き、古熊委員を推薦しようとするものであります。

なお、各事業計画の終期ですが、若葉南地区が平成30年3月、若葉東地区が平成32年3月、中央北地区が平成35年3月、中央南地区が平成35年3月までの予定となっておりますので、ご承知願います。さらにお手元に「協議案第2～5号資料及び換地図」を配置させていただいておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。と存じます。

—議案書を朗読説明—

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、協議案第2号、協議案第3号、協議案第4号、協議案第5号については、古熊委員を換地委員会委員として決定してよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、協議案第2号、協議案第3号、協議案第4号、協議案第5号については、古熊委員を換地委員会委員として決定をいたしました。

< 日程第9 協議案第6号 >

議長 日程第9 協議案第6号「当別町都市計画審議会委員の選任について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました協議案第6号「当別町都市計画審議会委員の選任について」ご説明申し上げます。

この審議会は、都市計画法に基づき昭和48年に町条例を定め設立されており、現在11名の委員で構成されております。

尚、議会議員選任委員として稲村委員、知識経験者選任委員として且見委員が審議会委員になられております。

そして現在、農業委員会からは、秋吉委員が選任をされているところでございます

ので、引き続き秋吉委員を都市計画審議会委員に選任願うものであります。

任期につきましては、平成30年3月31日までとなっております。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、協議案第6号は、引き続き、秋吉委員を都市計画審議会委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、協議案第6号は、秋吉委員を都市計画審議会委員とすることに決定をいたしました。

< 日程第10 議案第1号 >

議長 日程第10 議案第1号「当別農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「当別農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により当別町が行う農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、番号1番の1件でございます。

番号1番の申請人は、当該地にバンガーサイロ(牧草用サイロ)を建設するため、農用地区域内農地から農業用施設用地に用途変更するものでございます。

今回意見を求められている案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に合致することから、変更することが出来るものと考えます

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第1号については可とする意見を付すことに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第1号については可とする意見を付すことに決定いたしました。

< 日程第11 議案第2号 >

議長 日程第11 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番の1件でございます。

番号1番の借主は、貸主から当該地を借り受け、砂利採取を行うため、一時転用しようとするものであります。

許可の基準となる農地区分の判断であります。当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用区域内農地と判断されます。

農用区域内農地の転用は、原則不許可であります。砂利採取の場合は農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第1号「一時転用」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。

尚、北海道農業会議への意見聴取については、総会決定後、意見書を進達いたします。

また、農地法第5条調査書及び第2回農地転用審査特別委員会報告書は、議案第2号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

議長 説明が終わりましたが、この案件は先に、第2回農地転用審査特別委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。

吉成委員長 第2回農地転用審査特別委員会の開催結果について、ご報告申し上げます。

開催日時、出席者等につきましては、お手元に配布しております報告書記載のとおりでございます。

事務局より議案説明を受け、内容を審査した結果、農地法第5条の規定による許可申請については適当であると意見を集約いたしましたので、報告いたします。

議長 説明及び報告が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定してよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をいたしました。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定をいたしました。

< 日程第12 議案第3号 >

議長 日程第12 議案第3号「土地の現況証明願いの決定について」を議題といたします。事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「土地の現況証明願いの決定について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番・番号2番の2件でございます。

番号1番の現地調査は7月28日に秋吉委員・泉委員・山田委員と事務局の山本・櫻井の5名により実施いたしました。

土地の現況ですが、都市計画区域の用途地域内で住宅が建っている状況となっております。

番号2番の現地調査は7月28日に吉成委員・才田委員・古熊委員と事務局の山本・櫻井の5名により実施いたしました。

土地の現況は、原野化された未利用の土地となっております
以上の現況につき、願い出のありました2件を、農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

尚、申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に議案第3号資料として配布させていただきましたので、ご高覧いただきたいと存じます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第3号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第3号は、可とすることに決定いたしました。

< 閉会宣告 >

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、第2回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 : 午後 3 時 4 0 分 >